

港南FC規約（1.2版）

（名称）

第1条 本会は、港南FCと称する。

（目的）

第2条 本会は、サッカーおよびフットサルによって健康増進とコミュニティの育成を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員とは、港区ならびに周辺在住在勤者の内、本会に登録し会費を支払っている者である。
また、卒業会員とは、会員児童が小学校を卒業した元会員を意味する。

（所在地）

第4条 本会の所在地は、港区港南 4-7-1-2902 におく。

（活動内容、活動計画）

第5条 本会は、第2条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 1 週1回程度の定期的な練習を行う。
- 2 その他、必要な事業を行う。

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
代表1名、および事務局、広報、会計、監事を1名以上

（役員を選出）

第7条 役員は、会員又は卒業会員の互選とする。

（役員の職務）

第8条 代表は、本会を代表し会務を統括する。
事務局は会長を補佐する。
広報は、本会のホームページ等を運営する。
会計は、経理を担当する。
監事は、会計を監査する。

（会費）

第9条 本会の運営は、別途さだめる会費によってまかなうものとする。

（会議）

第10条

- 1 総会は、1年1回とし代表又は事務局が招集する。なお、必要と認めるときは、臨時総会を招集することが出来る。
- 2 役員会は、代表又は事務局が必要の都度招集し、議長となる。
- 3 会費、予算及び規約など、全会員に影響を与える重要事項は、総会にて決議する。
- 4 会議の議決は、会員の過半数をもって決する。

（資格喪失）

第11条 会員が次の該当するに至ったときは、その資格を失う。

- 1 本会の秩序を乱す行為があったとき。
- 2 故なく本会の活動に長期にわたって欠席したとき。
- 3 3ヶ月以上会費の納入を滞ったとき。
- 4 その他、総会において退会の決議を受けたとき。

(事故)

第 12 条

1 会員は事故が起きないよう万全の注意を払うが、本会の活動において発生した不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用する。本会は不慮の事故による責任は一切負わない。

2 保護者などスポーツ安全保険未加入者が、本会活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、本会は一切責任を負わない。

3 会員及びその関係者は、本会の指示に従い、円滑な活動が行えるよう協力する。

(休会)

第 13 条 会員がやむを得ない事情で活動に一定期間参加できない場合、役員の協議により、一時的に休会することができる。

(会計)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(施行日)

第 15 条 本規約は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

■改定記録

版	施行日	改定内容	備考
初版	平成 18 年 3 月 1 日	初版	
1.1 版	平成 25 年 3 月 16 日	第 10 条に総会決議事項を追加。 第 13 条に、休会を追加。	平成 25 年度総会で決議
1.2 版	平成 29 年 3 月 18 日	・会員の定義を修正し、卒業会員を定義。 ・会長を代表に修正。 ・役員に広報を追加し、代表を除き 1 名以上に修正。 ・総会、役員会は、代表又は事務局が招集に修正。 ・会議の議決数を「会員の過半数」に修正。	平成 29 年度総会で決議

以上